

平成27年第2回定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第143号
「損害賠償の額の決定及び和解について」・・・ 1
- 2 議案第144号
「和解について」・・・ 2

◎ 所管事項説明

- 1 「『平成27年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に
係る意見」への回答について・・・ 3
- 2 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」（仮称）中間案について・・・（別冊1）
- 3 「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書」
について・・・ 4
- 4 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について・・・ 6
(1) 三重県地方卸売市場
(2) 三重県民の森
(3) 三重県上野森林公園
- 5 三重県民の森及び三重県上野森林公園に係る指定管理候補者の
選定過程の状況について・・・ 10
- 6 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（中間案）
等について・・・ 12
- 7 三重県農業版BCP（仮称）の策定について・・・ 14
- 8 鳥獣被害の状況について・・・ 15
- 9 みえ森と緑の県民税評価委員会の答申について・・・ 17
- 10 「三重の森林づくり実施状況（平成26年度版）」について・・・ 19
- 11 三重県水産業・漁村振興指針の見直しについて・・・ 21
- 12 漁港の防災対策（漁港・水産業BCP）について・・・ 22
- 13 各種審議会等の審議状況の報告について・・・ 24

- 別冊1 「みえ県民カビジョン第二次行動計画（仮称）中間案」
別冊2 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について
別冊3 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（中間案）
別冊4 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画実施状況報告書
別冊5 みえ森と緑の県民税基金事業実施に対する「評価委員会の評価」及び
「評価委員会による総合評価」

【議案補充説明】

議案第143号 損害賠償の額の決定及び和解について

1 概要

平成27年6月15日、松阪市嬉野川北町地内の農業大学校の管理ほ場において、農業大学校職員がトラクターを操作し農作業をしていた際、現場近くの県道に石等を跳ね上げ、走行していた乗用車のフロントガラスに石等が接触し、損傷（ひび割れ）させました。

この事故については、相手方に物損分を損害賠償することで和解する予定です。

つきましては、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

2 損害賠償の相手方



3 損害賠償の額

111,650円

4 損害賠償の内訳

車両修理代

5 和解の内容

過失割合 10（県）－ 0（相手方）

【議案補充説明】

議案第144号 和解について

1 概要

平成10年度採択の県営ふるさと農道整備事業松下地区（伊勢市二見町）において平成24年5月2日頃、禅棟寺及び三重県が所有する山林の急斜面が降雨により崩落し、原告所有の土地に土砂が流入するとともに、物置小屋が損壊したとして、土砂・草木等の撤去、法面の崩落防止工事及び小屋の解体・新設費用金115万円の支払いを求め、津地方裁判所に訴えが提起されました。

この事件については、津地方裁判所より和解勧告があり、和解条項の内容が三重県にとって受け容れることのできる内容であることから、和解金を支払う必要があります。

つきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、和解について、議会の議決をお願いするものです。

2 支払の相手方

三重県伊勢市二見町松下2017番地 禅棟寺

3 和解金の額

226,800円

4 和解金の内訳

土砂撤去に要する費用

5 和解の内容

(1)原告と被告らは、トタン葺平家建小屋が、平成24年5月2日頃、土砂の崩落により押しつぶされたことは、異常な降雨による自然災害であり、被告三重県施行の平成18年度ふるさと農道整備事業松下地区に起因するものではないことを相互に確認する。

(2)被告禅棟寺は、原告に対し、本件崩落事故に係る本件小屋の解体、土砂及び樹木の撤去についての和解金として、金50万2,200円の支払義務があることを認め、これを平成27年10月末日限り原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。

(3)被告三重県は、被告禅棟寺に対し、本件崩落事故に関連した被告禅棟寺所有地内に流れ込んだ被告三重県の土砂の撤去についての和解金として、金22万6,800円の支払義務があることを認め、これを平成27年10月末日限り被告禅棟寺名義の口座に振り込む方法により支払う。

(1) 「『平成27年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

環境生活農林水産常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
312	農業の振興	農林水産部	<p>農地中間管理事業推進チームを設置し、農地集積に取り組んでいくとあるが、どのように取り組んでいくのか。地域には様々な課題があるが、市町やJA等と連携し、情報共有を図りながら推進されたい。</p>	<p>平成27年度には、新たに県の地域事務所ごとに設置した「農地中間管理事業推進チーム」を核として、市町・JA・農地中間管理機構等と連携を図り、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域やモデル地区の設定 ・対象集落等での話し合いに向けた支援 ・集落診断による状況把握 ・集落ごとの人・農地プラン作成等の支援 <p>等の取組を進め、農地の集積・集約化を推進していきます。</p>
313	林業の振興と森林づくり	農林水産部	<p>CLT（板の繊維方向が直交するように重ね合わせた厚型パネル）の三重県内での供給体制や、取り扱う技術を持った建築業者等の県内の状況はどのようなものか。CLTは、今後需要の拡大が期待される建築材であり、県としても国の動向を注視されたい。</p> <p>みえ森と緑の県民税について、導入から1年が経過したが、税の用途に関し、県民等への周知が未だ十分でないことから、更なる周知に努められたい。</p> <p>木材の輸出について、今年度の県産材の輸出見込みはどうか。林業活性化のために、市町と連携して木材の輸出に取り組まれたい。</p>	<p>CLTの供給体制については、県内の関係者が情報収集や研究等を行っている段階ですが、すでに県内の建築業者がCLTを用いて、県内で建築を行う事例も出てきている状況です。</p> <p>県としても研修会や現地見学会を開催するとともに、建築基準法など関係法令の改正状況を注視していきます。</p> <p>みえ森と緑の県民税については、県政だよりや新聞、映画館でのCMなど、さまざまな媒体を活用し、県民の皆さんへ周知を図ってきました。</p> <p>また、今後は事業成果を理解していただくことが重要と考えており、本年7月に、平成26年度に実施した県、市町事業について、事業成果発表会を開催したところです。</p> <p>引き続き、市町と連携して、多様な媒体を活用した広報活動を実施するとともに、様々な機会を捉え、周知に努めてまいります。</p> <p>平成27年の県産材の輸出量は、県と関係者が連携して取組を進めることにより、平成26年度実績から増加するものと考えています。</p> <p>今後は、木材輸出に取り組む事業者数及び輸出量のさらなる拡大に向けて、市町と情報共有を図りながら、海外における需要調査や輸出に関する研修会の開催、輸出用原木の供給事業者が行う選別・仕分け経費等への支援に取り組んでいきます。</p>

(3) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書について

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書は、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」(以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告し、公表することとされています。

年次報告書(平成26年度版)の概要

1 平成26年度における食の安全・安心に関する情勢

平成25年度に発覚した米穀の産地偽装等の事案を受け、平成26年度も、再発防止に向け、米穀取扱事業者に対し、JAS法、食糧法、米トレーサビリティ法に基づく立入検査やDNA検査等の科学的検査により監視指導体制の強化を図り、米穀等の取引記録の作成及び保存、産地情報の伝達等に関して指導を行いました。

また、平成26年7月に、県内に店舗を持つ事業者による牛肉等の不適正表示事案が発覚しましたが、精肉事業者等に対してコンプライアンス研修会を開催するなど、適正表示が行われるよう取り組みました。

平成26年度の食中毒の発生状況は、県内では12件発生、患者数は、697名でした。

また、条例に基づく、食品の自主回収の報告が13件ありました。

2 食の安全・安心確保施策の体系及び推進体制

食の安全・安心確保のための施策は、食品衛生法などの法律、条例、4つの基本的方向と実施すべき22の施策を定めた「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づき実施しています。

施策を総合的に推進する庁内推進体制として、条例第11条に基づき設置された「三重県食の安全・安心確保推進会議」を3回、同幹事会を2回開催し、精肉の適正表示に対する対応、年次報告書、三重県食の安全・安心確保行動計画についての審議や、食の安全・安心確保に関する情報共有を図りました。

また、条例第28条に基づき設置された「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」(委員:消費者、食品関連事業者、学識経験者)を1回開催し、年次報告書(案)、食の安全・安心の確保に関する事業について審議、御意見をいただきました。

3 平成26年度に実施した施策

基本的方向ごとの主な取組は次の通りです。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

- ① 農薬、肥料、飼料、動物及び水産用医薬品の製造事業者や販売事業者、生産者への立入検査、指導等を行いました。
- ② 腸管出血性大腸菌等による食中毒発生防止対策の強化を重点監視指導項目として、施設ランクに応じた監視指導を行いました。
- ③ (一社)三重県食品衛生協会が実施する巡回指導と連携し、表示指導の周知や監視指導を実施しました。
- ④ 不当商取引指導専門員が景品表示法の観点から食品表示の確認、指導を行いました。
- ⑤ 県内米穀取扱事業者に対する立入検査、DNA検査等の科学的検査を実施しました。

- ⑥ 食品の残留農薬等の検査では、製造・販売者への指導等により、すべて適合となりました。
- ⑦ 食肉検査、県産牛肉の放射性物質検査、貝毒検査を実施しました。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

- ① カキによる健康被害発生を予測するノロウイルス検出結果等や、事業者等の取組をホームページで公表しました。
- ② 事業者のコンプライアンス意識向上への自主的な取組促進のため、コンプライアンスチェックリストを作成しました。また、平成 26 年度から、10 月を「三重県食の安全・安心確保推進月間」と定め、事業者に対し、コンプライアンス研修会を開催しました。
- ③ 「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP(生産工程管理)の導入支援、指導者の養成を行いました。
- ④ 畜産物、きのこ、野生獣肉の品質確保のため、品質・衛生管理マニュアル等に基づく適正な管理等を推進しました。
- ⑤ 「みえの安心食材」について 102 品目の基準設定、989 件の登録となりました。また、「みえの安心食材」の認定を県のブランド米「結びの神」の要件とすることにより、制度の拡大につとめました。
- ⑥ 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を推進し、平成 26 年度は新たに 5 施設で取組が開始され、取組施設数が合計で 168 施設となりました。
- ⑦ 「みえジビエ登録制度」の普及拡大に努め、25 事業者、44 施設を登録しました。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- ① 県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め、判断、選択を行えるようホームページ、県政だより、情報誌、パンフレット等で食の安全・安心に関する情報の提供を行うとともに、食の安全・安心に関するテーマを設定し、出前トーク等(9 回、272 人)を開催しました。
- ② 子どもたちが食の大切さを学び、望ましい食習慣を実践していくことができるよう、学校での食育推進のための食育推進講習会を開催するとともに、地場産物を利用した「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施し保護者、地域への啓発を行いました。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携等による県民運動の展開

- ① 県民の食の安全・安心に対する意識や、行政の取組の認知度を把握するため、県のe-モニターを活用したアンケート調査を実施しました。また、食品衛生などに関するリスクコミュニケーション(22 回、1,002 人)を実施し、県民との相互理解を図りました。
- ② 平成 25 年 6 月に公布され、平成 27 年 4 月に施行された食品表示法について、制度の周知を行うため、講習会(441 回、13,309 人)を開催しました。
- ③ 事業者、関係団体の協力のもと、年間を通して、「食の安全・安心ミニ情報」を広報誌等に掲載していただき、食の安全・安心に関する PR を行いました。

(4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 管理状況の県議会への報告（平成26年度分）

指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、指定管理者が行う前年度分の施設の管理状況等を報告する必要があるため、農林水産部が指定管理者に管理を行わせる施設の平成26年度に係る管理状況報告を行うものです。

2 農林水産部における指定管理者制度の状況

農林水産部が指定管理者に管理を行わせた施設は次の3施設です。

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県地方卸売市場	みえ中央市場マネジメント株式会社	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日
三重県民の森	特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
三重県上野森林公園	伊賀森林組合	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日

3 評価基準

(1) 指定管理者の自己評価の基準

①管理業務の実施状況の評価区分

- 評価区分「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 評価区分「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 評価区分「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 評価区分「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

②施設の利用状況の評価区分

- 評価区分「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 評価区分「B」 → 当初の目標を達成している。
- 評価区分「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 評価区分「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

③成果目標及びその実績の評価区分

- 評価区分「A」 → 成果目標を全て達成し、特に優れた実績を上げている。
- 評価区分「B」 → 成果目標を達成している。
- 評価区分「C」 → 成果目標を十分には達成できていない。
- 評価区分「D」 → 成果目標を達成できず、大きな改善を要する。

(2) 県の評価基準

- 評価区分「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 評価区分「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 評価区分「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成26年度分> (概要)

施設の名称	三重県地方卸売市場			
指定管理者	みえ中央市場マネジメント株式会社			
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日			
業務の内容	1 市場事業の実施に関する業務 2 市場内での業務の承認等に関する業務 3 施設の利用の許可等に関する業務 4 利用料金の收受等に関する業務 5 施設の維持管理等に関する業務 6 その他県が市場の管理運営上必要と認める業務			
成果目標	施設利用面積比率 (平均) 90%以上 市場の交流人口 (年間延べ数) 3万人以上 関連商品売場棟への入場者数 (年間) 12,000人以上 (指定管理者が設定した目標) 市場ブランド商品開発数 (5年間) 5点 (指定管理者が設定した目標) 市場からのごみ排出量 (5年間) 50%減少 (指定管理者が設定した目標)			
成果目標に対する実績 (平成26年度)	施設利用面積比率 (平均) 91.9% 市場の交流人口 (年間延べ数) 21,190人 関連商品売場棟への入場者数 (年間) 10,250人 市場ブランド商品開発数 (5年間) 9点 市場からのごみ排出量 (5年間) 10.4%減少			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H25	H26	H25	H26
1 管理業務の実施状況	B	B	+	
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	C		
県の総括的な評価	①業務の承認等に関する業務、施設の利用の許可等に関する業務及び施設の維持管理等に関する業務については、条例・規則・基本協定書や指定管理者が作成した各種要領、マニュアル等に基づき、公正・公平で、かつ迅速な事務処理が行われた。 ②電気設備、給排水設備、汚水処理施設等重要施設の保守点検委託、小規模修繕工事についても場内事業者から要望があった工事のうち、緊急性のあるものから積極的に実施し、適正な施設の維持管理を行った。 ③市場の運営にあたっては、徹底したコスト管理を行って場内事業者からの利用料金収入等により管理・運営され、県からの指定管理料を必要とせず、健全な経営が図られた。 ④清潔な市場づくりに向けて、市場活性化委員会で卸売場棟の全面禁煙を決定したり、ごみ減量作戦本部で各事業者のごみ処理負担の公平性、公正性の観点からごみの量に応じて負担する「従量制」の導入に向けて、場内関係者と積極的に議論し、合意形成を図った。 ⑤施設利用料金の軽減の継続 (20年度対比△28%) を行うとともに、「市場施設利用料金の減免基準」を変更し、既存事業者の経営安定を図るとともに、遊休施設の利用促進と外部からの新規入居の促進に努めた結果、関連商品売場棟に食堂が新規開業した。 ⑥毎月1回のにぎわい市場デーや地域イベントへの出店、さらに情報発信の新ツールとしてフェイスブックを立ち上げた。 ⑦大津波の逃げ遅れ対策として設置された津波避難タワーについて、地域の自治会に情報を提供するとともに、地域自治会、近隣事業者とともに合同の避難訓練を行い、地域の防災意識の向上に貢献した			

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成26年度分> (概要)

施設の名称	三重県民の森			
指定管理者	特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター			
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日			
業務の内容	1 県民の森の森林、植物等の管理に関する業務 2 県民の森の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 3 県民の森の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型イベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取り組みに関する業務 7 その他県民の森の管理上必要と認める業務			
成果目標	年間の施設利用者数 120,000人以上 施設利用者の満足度 80%以上 自然体験型イベント参加者の満足度 92%以上			
成果目標に対する実績 (平成26年度)	年間の施設利用者数 137,989人 施設利用者の満足度 92.7% 自然体験型イベント参加者の満足度 95.3%			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H25	H26	H25	H26
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	A	+	
県の総括的な評価	①成果目標については、施設利用者数(120,000人)、施設利用者の満足度(80%)、自然体験型イベント参加者の満足度(92%)の全ての指標で目標を達成している。 ②森林・植栽木、芝生等の植物管理を適正に実施し、遊具を含めた利用施設についても、遊具の点検、保守点検、日常点検や清掃を適正に実施しており、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えている。 ③年間の施設利用者数は、ホームページ等による広報や多くのイベントを実施するなどの結果、利用者が増加し、また、リピーターの増加も成果達成の要因であると思われる。 ④イベントについては、観察会等の自然体験型イベントやものづくり、展示会等も含めて、目標を大幅に上回る129回のイベントを開催しており、積極的に自然とふれあう場を提供している。 ⑤施設利用者の満足度は目標を達成するとともに、25年度の数値も上回った。これは利用者のために必要な修繕等の対策を、即座に率先して行っていることが効果を呈していると思われる。しかし、施設の老朽化は否めないことから、今後も日々の見回りや修繕など、十分な安全対策を取る必要がある。 ⑥公園ボランティアの「モリメイト」と協働で植物(キンラン、ササユリ)の保護活動を行うとともに、生物多様性を維持する観点から、「モリメイト」を始め、地域住民と協働して森林の整備を行っている。 ⑦業務の執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、担当者を本所に2名、現地管理事務所にも4名配置している。また、危機管理に関しても、マニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応及び報告体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応しており、今後も継続していく必要がある。 ⑧利用者のニーズにあった公園管理を適切に実施したことにより、平成26年度においても25年度に続き全ての目標を達成し、森林、環境学習のための利用者の増加や、より良いサービスの提供につながれたと考える。今後も引き続き、安全・安心な公園を維持するための取り組みが必要である。			

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成26年度分> (概要)

施設の名 称	三重県上野森林公園			
指定管理者	伊賀森林組合			
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日			
業務の内容	1 森林公園の森林、植物等の管理に関する業務 2 森林公園の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 3 森林公園の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型イベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による森林公園内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取組に関する業務 7 その他の森林公園の管理上必要と認める業務			
成果目標	年間の施設利用者数 73,000人以上 施設利用者の満足度 80%以上 自然体験型イベント参加者の満足度 92%以上			
成果目標に 対する実績 (平成26年度)	年間の施設利用者数 78,179人 施設利用者の満足度 76.5% 自然体験型イベント参加者の満足度 93.2%			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H25	H26	H25	H26
1 管理業務の 実施状況	B	B		
2 施設の 利用状況	B	B		
3 成果目標 及びその実績	B	C	-	
県の総括的な 評価	①成果目標については、年間の施設利用者目標数(73,000人)及び自然体験型イベントの満足度(92%)については目標を達成しているが、施設の利用者の満足度(80%)については、昨年度より0.3ポイントの増加はあったものの、目標を達成することができなかった。 ②森林・植栽木、芝生等の植物管理を適正に実施しており、利用施設についても保守点検、日常点検や清掃を適正に実施し、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えている。 ③森林公園利用のために、ホームページ、地域情報誌や新聞等のマスコミを活用した情報発信を積極的に行っている。 ④施設利用者の満足度について目標を達成できていない要因としては、施設の老朽化、特に木製施設の老朽化が顕著であること、水道の漏水によりトイレの利用制限があったこと等が影響していると考えられる。平成26年度末には、県において老朽化した木道の整備とトイレの漏水工事を行ったことから、今後の満足度の向上に寄与するものと思われる。施設管理者においては、チェックリストを利用した定期点検等、今後もさらに利用者が安全に施設を利用できるように管理するとともに、満足度向上に向け努力する必要がある。 ⑤イベントについては、観察会等の自然体験型イベントやものづくり、展示会等も含めて、目標の24回を上回る41回のイベントを開催しており、積極的に自然とふれあう場を提供している。 ⑥業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、森林公園管理事務所には所長1名、嘱託員5名を配置している。また、危機管理に関しても、マニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応及び報告体制を平日・休日ともに整備、実施しており、今後も継続してもらいたい。 ⑦平成26年度は、年間の利用者数及び自然体験型イベントの満足度の目標は達成できたが、施設利用者の満足度は目標が達成できなかったため、アンケート等によりさらに利用者ニーズを把握し、施設管理やイベント運営に反映するとともに、引き続き利用者に安全、安心な空間を提供できるよう取り組んでいく必要がある。			

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

(5) 三重県民の森及び三重県上野森林公園に係る指定管理候補者の 選定過程の状況について

1 概要

三重県民の森及び三重県上野森林公園については、平成28年3月末で現在の指定管理者の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者の公正かつ適正な選定のため、外部の有識者等で構成する「三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者選定委員会」を設置しました。

平成27年8月11日に開催された第1回選定委員会において、審査基準や配点表を決定し、現在、指定管理者の募集を行っています。

2 進捗状況

8月11日	第1回選定委員会開催（審査基準及び配点表の決定）
9月1日～9月18日	募集要項の配布
9月28日	現地説明会の開催
9月29日～10月2日	募集要項等に対する質問の受付

3 選定委員（順不同・敬称略）

委員長	石川 知明	（三重大学教授）
委員	赤木 邦男	（弁護士）
委員	岩田 広子	（公認会計士）
委員	小林 ゆかり	（株式会社 百五経済研究所 研究員）
委員	下村 和恵	（四日市自然保護推進委員会 委員）
委員	保黒 時男	（公募委員）

4 今後の予定

(1) 申請書の受付

次の日程で申請書の受付を行います。

10月9日～10月16日

(2) 指定管理候補者の決定

平成27年10月28日に第2回選定委員会の開催を予定しており、ヒアリング及び審査基準に基づく最終審査を踏まえ、次期指定管理候補者を選定します。

(3) 指定管理者の指定

平成27年第2回定例会11月定例会議の議決を経て、次期指定管理者を指定します。

(4) 協定の締結

平成28年3月末までに、次期指定管理者と施設の管理に関する協定を締結します。

(5) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間で予定しています。

三重県民の森指定管理者審査基準

審査項目	審査基準	配点	申請者A	申請者B	申請者C
1 県民の平等な利用の確保					
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか 指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について配慮しているか	10 10 10			
②成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定され、自己評価の体制及び基準は確立されているか	10			
③企業(団体)の社会的責任	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か	10			
小計		50			
2 三重県民の森の適切な維持管理					
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	管理基準を満たしたうえで、維持管理レベルを向上させる工夫がなされているか	15			
②維持管理について新しい発想、新しい観点からの提案	施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組が提案されているか	15			
③自然植生の維持管理の方法	長期的な視点に基づいた管理方法であるか 生物多様性の確保を配慮した管理方法であるか	10 10			
④利用者の安全確保策、事故防止策、施設の巡視点検、危険箇所等の早期発見やその措置	利用者の安全確保・事故防止策は具体的に効果的なものか 危険箇所・損傷箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	15 15			
⑤緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対策は適切な提案がなされているか 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は、適切に提案されているか	15 15			
⑥個人情報保護	個人情報保護に配慮する体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	10			
⑦情報公開	情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5			
小計		125			
3 三重県民の森の効用の最大限発揮と県民サービスの向上					
①自然体験型イベント(自主事業を含む)の実施	年間を通じ、適切な時期にイベントが計画されているか 継続的な内容のイベントが提案されているか	15 15			
②自然学習展示館の活用	自然環境学習のための施設として、効果的な活用方法が提案されているか	15			
③森林の活用	森林公園として、施設の植生等を生かした将来的な利活用の提案がなされているか	15			
④森林環境教育の基本理念及び学習の機会を提供	「三重の森林づくり条例」の基本理念と合致しているか 自然環境について十分な知識を有しているか	15 20			
⑤三重県民の森の利用者数増大策	三重県民の森の利用者数を増加させる方策が提案されているか	25			
⑥施設利用者、自然体験型イベント参加者の満足度向上策	利用者、参加者の満足度向上の為の方策が提案されているか	25			
⑦三重県民の森の情報発信	三重県民の森で行われるイベント等の情報について、適切な発信方法が提案されているか	15			
⑧他団体・地域との連携	施設の効用を高めるため、他の機関や団体等との連携が具体的に提案されているか	15			
⑨住民参画	県民の森の管理及び運営について、地域住民等が参加できる提案がなされているか	15			
⑩利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営の反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	15			
⑪利用者サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか	20			
小計		225			
4 管理に係る経費の効率性					
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか 提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか	10 10			
②経費の効率化	実効性がありかつ創意工夫のある経費の効率化方策が提案されているか	30			
小計		50			
5 管理に必要な人員及び財政的基礎					
①職員の雇用形態、勤務形態、業務内容	組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか	10			
②職員の配置、勤務ローテーション	人員配置及び勤務態勢が適切なものとなっているか	10			
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	10			
④持続的・安定的に運営できる財政的基礎	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか	20			
小計		50			
合計		500			

(6) 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（中間案） 等について

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（平成22年12月制定・施行）」に基づく基本計画について、本年度中の見直しに向けた作業を進めています。

これまで、農業者、食品関連事業者、有識者等13名で構成する基本計画懇話会や本委員会を中心に基本計画案に関する議論をいただき、基本計画（中間案）を取りまとめました。

また、現行の基本計画に基づく平成26年度施策等の実施状況を、「平成26年度実施状況報告」（別冊4）としてとりまとめました。

1 基本計画懇話会の実施について

基本計画懇話会を平成27年7月2日及び9月17日に開催し、委員からいただいた意見を踏まえ、基本計画（中間案）をとりまとめました。

（主な意見）

- ① 国内外販路開拓（グローバルの視点）だけではなく来客者へのアプローチも重要
- ② 農業分野では人材不足が顕著であり、人材育成の加速化が必要
- ③ 高齢化が進む中山間地域の実態を踏まえ、若い担い手を育てる施策と、集落営農の両面で進めることが必要
- ④ 県産農産品のブランド化や戦略品目のマーケティングなどを強化していくうえで、2次、3次産業とのコーディネートを担当する人材の育成・活用が重要
- ⑤ 県内においては、県産農産品や6次産業化産品の情報発信力が不十分であるため、一元的かつ効果的な情報発信方法を検討すべき

2 新たな基本計画の中間案について

本委員会及び基本計画懇話会においていただきました意見に基づき、4本の基本施策の展開について、以下のとおり基本目標指標及び目標達成に向けた施策展開の内容をとりまとめました。

- ① 基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給
農業産出等額【改訂】
- ② 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立
農畜産経営体における法人経営体数（累計）【改訂】
- ③ 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮
農山漁村の交流人口
- ④ 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出
県産農林水産物を買いたいと感じる県民比率【改訂】

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（中間案）について、概要は別添1-1、1-2、詳細は別冊3のとおりです。

3 今後の対応

今後、本委員会における議論や、基本計画懇話会、市町や農業者、農業関係団体との意見交換会、パブリックコメント等を実施し、いただいた意見を踏まえて基本計画（最終案）を取りまとめ、本年12月の委員会でお示ししたいと考えています。

- ・平成27年12月 最終案
- ・平成28年2月 議案提出
- ・平成28年3月 策定

(7) 三重県農業版BCP（仮称）の策定について

1. 目的

南海トラフ地震が発生した場合、本県においても県南部の大半と伊勢湾沿岸部で震度6弱、伊勢志摩地域の沿岸部を中心に震度6強の揺れとなり、農地および農業用施設に大きな被害を受けることが想定されます。

南海トラフ地震の農業に関する被害については多岐にわたって想定されますが、その中でも、特に津波による被害は面的に大きいだけでなく、被災する農業者、団体など関係者も多数に及び、復旧にも多大な時間を要するなど、本県農業の復興の最重要課題と考えられることから、災害発生に備えた準備に取り組んでいくことが重要です。

このため、津波による被災農地および農業用施設の速やかな復旧と円滑な営農再開につながる体制整備や対策を構築する考え方を示すものとして「三重県農業版BCP」を市町や農業団体等と連携を図りながら策定していきます。

2. 取組の現状

県内市町、JAグループ、土地改良団体等の参画や学識者の協力をいただき、津波被害からの農業の復旧・復興に関する事例研究や意見交換を通じて、復旧・復興に向けた手順や技術などを整理するワークショップを開催し、

(1) 津波による被害想定と主要施設

(2) 被災から営農再開までの行程

(3) 事前に行う対策

について検討を行っているところです。(別添2参照)

9月16日に開催した第1回ワークショップでは、農業版BCP策定を進めるにあたっての論点、現地視察(宮城県)での確認事項等について検討を行いました。

3. 今後の取組

今後、災害発生時の課題とその解決に至るまでの具体的取組について、東日本大震災を経験し、津波被害からの復興を進めている宮城県において現地調査を行うとともに、県内1地区をモデル地区とし、「三重県農業版BCP」の内容について検討を行い、中間案を作成していくこととしています。

さらに、県内各地における説明会の開催などを通じて、市町や農業団体等からの意見をいただき、今年度末までに「三重県農業版BCP」を策定することとしています。

<スケジュール>

平成27年9月16日～	ワークショップ開催(1～2回/月)
10月7日	議会常任委員会で取組状況を説明
10月下旬	宮城県への現地調査
11月中下旬	モデル地区(伊勢市内を予定)における検証
12月10日	議会常任委員会で中間案を説明
12月中下旬	県内各地における説明会、意見交換会等の開催
平成28年3月上旬	議会常任委員会で最終案を説明
3月中	農業版BCP策定

(8) 鳥獣被害の状況について

1 平成26年度被害等の状況

(1) 農林水産被害金額 (H26 : 557,606 千円、H25 : 628,754 千円)

平成26年度の野生鳥獣による農林水産被害金額は、前年度より約7千万円減少し、約5億5千8百万円となり、平成27年度目標の6億円以下を達成しました。

業種別の前年度との比較では、農業、林業及び水産業の全てにおいて減少しています。

被害金額が減少した要因としては、農業では、集落ぐるみの被害対策の取組や侵入防止柵の整備が一定の効果をあげたこと、野生獣の捕獲頭数が増加したこと、林業においては、獣害防止柵の整備が一定の効果をあげたこと、などがあげられます。水産業においても、内水面漁協がかかし、花火、糸張り等による防除を実施したことなどが要因と考えられます。

(2) 野生鳥獣の捕獲数 (H26 : ①33,280 頭②643 羽、H25 : ①27,582 頭②805 羽)

① 平成26年度のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの3獣種の捕獲頭数は、前年度を約5,700頭上回る約3万3千頭となり、捕獲が進みました。特に、有害捕獲許可による捕獲数が大きく伸びています。

② カワウの捕獲数については、前年度より162羽減少し、643羽でした。

2 今後の対応

農林水産被害金額については、減少しているものの、住民の方が「獣害が減少した」と感じられるまでには至っていません。そのため、今後も重点的に獣害対策に取り組んでいく必要があります。

農業では、引き続き、獣害につよい集落づくりの取組を進めることに加え、捕獲力の強化に向けて、市町が策定する捕獲促進プランの推進に取り組むとともに、市町等との役割分担を明確にし、県による捕獲等事業を実施します。特に、被害の大きいニホンザル対策については、ICTを活用した大量捕獲による個体数調整と、地域住民の追い払いによって、サルの群れをコントロールできることが実証されました。今後、実証結果を市町と共有し、適正な頭数管理計画のもと、大量捕獲等により、サルの群れをコントロールすることで、被害減少を図っていきます。

林業では、シカ被害が森林所有者の再造林意欲を大きく減退させていることから、獣害防護柵の整備による植栽木等の保護を進めるとともに、林業研究所では、シカの生息密度推定に基づいた効果的な防護施設の設置方法等について、研究を進めていきます。

水産業では、内水面漁協が行う銃器による捕獲等の対策を支援するとともに、最新のカワウ対策について情報収集等を行い、内水面漁協を対象とした研修会等において、情報提供を行っていきます。

野生鳥獣による農林水産被害金額等の推移について(三重県)

1 農林水産被害金額

(千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
被害金額 計	475,491	429,480	584,831	714,598	780,500	751,067	820,885	701,085	628,754	557,606
農業			371,750	432,173	464,133	473,042	496,886	392,911	324,437	288,927
イノシシ			145,670	126,452	145,947	194,241	184,102	151,094	121,413	108,684
ニホンジカ			87,780	122,883	142,406	122,421	134,836	85,486	68,018	58,959
ニホンザル			118,740	150,346	140,139	120,898	144,302	124,288	108,879	97,248
その他			19,560	32,492	35,641	35,482	33,646	32,043	26,127	24,036
林業			171,001	238,985	219,937	266,475	284,430	264,074	255,668	229,607
水産業			42,080	43,440	96,430	11,550	39,569	44,100	48,649	39,072

2 野生獣の捕獲頭数

(頭・羽)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
捕獲頭数 計	11,331	13,339	15,230	19,005	19,477	27,865	25,673	30,836	27,582	33,280
狩猟	8,842	10,011	10,930	12,283	11,173	16,317	15,398	15,947	14,681	15,781
有害	2,489	3,328	4,300	6,722	8,304	11,548	10,275	14,889	12,901	17,499
イノシシ計	5,111	5,978	6,291	8,262	7,434	11,119	9,735	11,930	9,401	11,781
狩猟	4,077	4,720	4,768	5,722	4,952	7,165	6,633	6,316	5,449	6,113
有害	1,034	1,258	1,523	2,540	2,482	3,954	3,102	5,614	3,952	5,668
ニホンジカ計	5,730	6,471	7,979	9,662	10,979	15,393	14,790	17,529	17,148	19,757
狩猟	4,765	5,291	6,162	6,561	6,221	9,152	8,765	9,631	9,232	9,668
有害	965	1,180	1,817	3,101	4,758	6,241	6,025	7,898	7,916	10,089
ニホンザル計	490	890	960	1,081	1,064	1,353	1,148	1,377	1,033	1,742
狩猟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有害	490	890	960	1,081	1,064	1,353	1,148	1,377	1,033	1,742
カワウ計	425	641	789	912	786	693	813	736	805	643
狩猟	—	—	15	23	19	28	8	10	12	3
有害	425	641	774	889	767	665	805	726	793	640

(9) みえ森と緑の県民税評価委員会の答申について

1 平成 27 年度みえ森と緑の県民税評価委員会の開催状況

平成 27 年 7 月 14 日に開催しました第 1 回みえ森と緑の県民税評価委員会において、平成 25 年度及び 26 年度の基金事業についての実績を報告し、平成 27 年 8 月 4 日に開催しました第 2 回評価委員会において、評価等をいただき、平成 27 年 9 月 11 日付けで三重県知事あてに答申をいただきました。

2 みえ森と緑の県民税評価委員会の評価の考え方（別冊 4 参照）

評価委員会の評価は、10 名の委員により年度別・事業別に取組を評価することとしています。

評価の視点として、次の 3 点を設けています。

- ① 有効性：目的に対して内容、結果が効果的であったか。
- ② 効率性：費用の観点から執行方法が効率的であったか
- ③ 公益性：目的や内容が公益的であったか。

これら 3 つの評価の視点ごとに、各委員が A（取組が特に優れているもの）、B（取組の継続が妥当なもの）、C（取組に改善が必要なもの）で判定し、その判定を点数化したあと合計し、平均値を算出して判定基準に基づき「評価委員会の評価」として A、B、C の判定をしています。また、事業ごとに「評価委員会による総合評価」としてコメントをいただいています。

3 「評価委員会の評価」及び「評価委員会による総合評価」（別冊 4 参照）

平成 25 年度の 5 事業、平成 26 年度の 72 事業の合計 77 事業の採点による「評価委員会の評価」は全て「B」判定となりました。あわせて「評価委員会による総合評価」として様々なご意見をいただきました。

いただいた主なご意見は、次のとおりでした。

① 税の広報に関する意見

みえ森と緑の県民税の認知度を高めたことは評価に値するが、森林・林業関係者以外の認知度・理解度が高まるよう、広報を継続されるとともに、事業実施の成果・効果を県民に共有する場の創出を図られたい。

② 災害に強い森林づくり推進事業に関する意見

当該事業は、下流域の安全確保に効果的な事業であり、モニタリングの体制を整えられつつある点を評価する。今後は、整備後の変化や効果、費用対効果などが県民にわかりやすく可視化されるよう取り組まれたい。

③ 市町交付金事業に関する意見

- ・ 住民等が主体となった里山の整備や、森林環境教育の機会創出など、地域の実情に応じた多様な取組が実施されたことは評価する。しかし、森林整備等について、単価の設定根拠が明確でないものや、一部の事業実施方法について、有効性や効率性、公益性の検討が不十分な取組も見られた。
- ・ 今後、市町に対して事業を実施する意義を浸透させるとともに、市町が有効かつ効率的な事業を実施できるよう指導されたい。

④ 森を育む人づくりサポート体制整備事業に関する意見

- ・ 森林環境教育指導者の人材育成の取組や、「森のせんせい」の活動が広まってきていることは評価できるが、森林インストラクター養成講座の受講者数が少ないなど、事業の効果について疑問が生じるものは見直しが必要である。
- ・ 今後も学校との連携を深めていくとともに、活動の場を学校だけではなく、より広く地域へ展開されるよう取り組まれたい。

4 今後の対応について

今回の答申の結果について、9月17日に県のホームページに掲載し公表するとともに、市町の担当者への情報交換会を開催し、評価委員会からいただいた意見を今後の事業に反映するよう指導しました。

事業の成果や効果を県民の皆さんに周知することが重要なことから、今後も市町と連携して各種会合やイベント開催時等の機会を利用し、税事業の実績や取組状況を説明するほか、ホームページや広報誌、市町の持つケーブルテレビなどの広報番組など、様々な媒体を活用して事業成果の情報発信に努めます。

(10) 「三重の森林づくり実施状況（平成 26 年度版）」について

三重のもりづくりについての基本的な計画（三重の森林づくり基本計画）に基づく施策の実施状況について、「三重の森林づくり条例」第 11 条第 6 項の規定に基づき、毎年一回、県議会に報告し、公表することとされています。

実施状況の概要

1 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

指標	私有林の間伐実施面積（平成18年度からの累計）
目標	平成26年度 75,000ha
実績	平成26年度 70,698ha（単年度実績4,623ha）

(1) 平成 26 年度の取組

造林事業等により 4,623ha の間伐が実施され、平成 18 年度からの累計は 70,698ha となりましたが、目標を達成することができませんでした。

伐捨間伐から搬出間伐への転換による実施面積の減少に加え、森林整備加速化・林業再生基金事業において間伐が対象外となったこと、国補治山事業や森林総合研究所森林整備センターによる水源林造成事業の実施面積が減少したこと等が実績が低位にとどまった要因と考えられます。

(2) 平成 27 年度の取組

間伐実施面積の増加を図るため、引き続き森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入など、搬出間伐の効率化・低コスト化を促進するとともに、限られた予算を効果的に活用して森林整備を進めていきます。

また、あわせて森林組合等林業事業体が森林所有者等に施業提案を行い、森林整備に対する意欲向上を図る取組を進めていきます。

2 基本方針 2 林業の持続的発展

指標	県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量
目標	平成26年度 369千m ³
実績	平成26年度 315千m ³

(1) 平成 26 年度の取組

森林の団地化・施業の集約化による搬出間伐の促進、「三重の木」認証事業者等が行う PR 活動への支援等を行いました。平成 26 年度の実績は 31 万 5 千 m³にとどまり、目標を達成することができませんでした。

施業の集約化などにより搬出間伐の生産性の向上に取り組んでいますが、木材価格が低く収益を得にくいことや、植栽後の育林経費を賄えないため、森林所有者の伐採意欲が向上しないことなどが要因と考えられます。

(2) 平成 27 年度の取組

路網整備や高性能林業機械の導入等による木材生産の低コスト化に加え、再造林及び育林経費を低減する低コスト造林の推進により主伐を促進し、素材生産量の増大を図ります。

また、県内で操業を開始した木質バイオマス発電所へのチップの安定供給や、県内外の製材工場等と協定を締結し、需要先が求める規格・数量の木材を供給するシステム販売に取り組みます。さらに、公共建築物等の木造・木質化、木材の輸出やCLT等県産材の需要拡大に向けた取組を進めます。

3 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

指標	森林文化・森林環境教育指導者数及び活動回数		
目標	平成26年度	指導者数610人	活動回数1,900回
実績	平成26年度	623人	1,903回

(1) 平成26年度の取組

森林環境教育の指導者や森づくり活動者などを対象に、レベルに応じた研修会の開催等を行った結果、指導者数は623人となり目標を達成しました。

また、上野森林公園や三重県民の森での自然観察会の開催や、森づくり推進員を配置して学校における森林環境教育の実施を働きかけるなど、様々な取組を行った結果、活動回数は1,903回となり、目標を上回りました。

(2) 平成27年度の取組

みえ森と緑の県民税を活用し、森林環境教育の指導者や森づくり活動者の育成を行います。また、森づくり推進員による市町や学校等への活動支援を行うことで、市町による森林環境教育の実施を促進します。こうした取組にかかるコーディネートや相談、情報収集・発信等の総合窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」の平成28年4月開設に向けた準備を進めます。

4 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

指標	森林づくりへの参加者数	
目標	平成26年度	29,000人
実績	平成26年度	32,638人

(1) 平成26年度の取組

関係団体や企業等と連携して熊野市において県民参加の植樹祭を開催したほか、上野森林公園等での自然観察会の開催、「企業の森」活動の推進などにより、実績は32,638人となり目標を上回りました。

(2) 平成27年度の取組

県民参加の植樹祭や森林づくりへの理解を深めるためのイベントの開催、企業等への情報提供や技術支援、森林ボランティアへの技術・安全研修の実施など、多様な主体による森林づくりを支援します。

こうした取組に加え、みえ森と緑の県民税を活用して森林づくりを支援する体制整備を進めることで、里山や集落周辺の森林整備など、取組を拡大していきます。

(11) 三重県水産業・漁村振興指針の見直しについて

1 現状

県は、平成24年3月に「三重県水産業・漁村振興指針」を策定し、水産業の成長産業化等に取り組んできましたが、水産業・漁村を取り巻く状況は依然として厳しく、社会情勢の変化も見られることから、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）」の策定作業に合わせて、指針の見直しを進めています。

見直しにあたっては、新指針が浜の声を十分に反映したものとなるよう、漁業者をはじめとする関係者や有識者800人を目標に意見交換を行っているところです。また、新指針には水産業・漁村の置かれた状況を踏まえ、現行指針にはない、漁業種類別の取組の展開を記載します。

2 三重県水産業・漁村振興指針の構成案

指針は、水産業・漁村を取り巻く情勢の変化や課題に対応するための取組について、施策の展開方向と目標を定め、その目標達成に向けた取組内容を記述していきます。

(構成)

第1章 指針策定の考え方

第2章 水産業・漁村をめぐる情勢

第3章 水産業・漁村のめざす姿

第4章 今後の展開

1 施策の展開

(1) 高い付加価値を生み出す水産業の確立

(2) 水産業の担い手の確保・育成

(3) 資源管理・漁場環境保全等の推進

(4) 水産基盤の整備・保全

2 漁業種類別の取組

第5章 計画の推進体制

3 今後の方針

引き続き、関係者や有識者から意見をいただきながら、本年12月の常任委員会に向けて中間案を取りまとめます。その後、パブリックコメントを実施する等して、平成28年2月の常任委員会に最終案をお示しする予定です。

(作業スケジュール)

平成27年 8月～ 漁業者、団体等との意見交換（随時）

平成27年12月 常任委員会（指針中間案）

平成27年12月 パブリックコメント

平成28年 2月 常任委員会（指針最終案）

平成28年 3月 策定

(12) 漁港の防災対策（漁港・水産業BCP）について

1. 現状（背景、課題）

三重県には、県内の津々浦々に73の漁港とその背後に83の漁業集落が形成されています。これら漁港・漁村は、水産物の安定供給を支える場であるばかりではなく、生活の場、さらには、海洋性レクリエーションや豊かな自然にふれあう場などとして、重要な役割を果たしています。また、産地市場を有する拠点漁港では、多くの市場関係者が就労するほか、水産物の流通拠点として、重要な役割を担っています。

しかしながら、漁港・漁村は沿岸部に形成されていることから、大規模災害が発生した場合には、甚大な被害が生じ、水産業を主とする地域経済に大きな影響を与えることとなります。

2. 県の防災対策

東日本大震災において、漁港、市場、加工場などの水産関連施設は甚大な被害を受けました。それらの施設の復旧は進んでいるものの、復旧に相当な時間を要したため、他漁港への水揚げが定着した事などから、水揚量は震災前の8割にとどまっています。

このようなことから本県では、被災後の水産関連施設の早期復旧・復興を図るため、被害を最小限にとどめるための漁港・漁港海岸施設の防災減災機能の強化に加えて、水産業の早期再開のための手法を取り決めておく事業継続計画（BCP）の策定を推進していきたいと考えています。

(1) 被害の軽減に向けて

漁港施設については、地震・津波から漁港や漁村を守るため、防波堤の嵩上げ、耐震強化岸壁の整備などを進めるとともに、老朽化した漁港施設の機能を保全するため、計画的に補修・改修を進めています。

漁港海岸については、伊勢湾台風クラスの高波・高潮対策や耐震対策に加え、漁港海岸の長寿命化を図るための保全計画を策定しています。

また、今後は、過去最大クラスの南海トラフ地震により発生する津波（L1津波）に対応していく必要があることから、漁港ごとに避難に必要な時間等を考慮しながら整備水準を検討しているところであり、現在、策定中の「海岸保全基本計画」では、L1津波に対応した整備を進めていきたいと考えています。

(2) 水産業の早期再開に向けて

水産業の早期再開に向けては、本年1月に「漁港・漁港海岸における災害時の応急対策業務に関する協定」を全日本漁港建設業協会と締結したところであり、7月には、漁港管理者や市場関係者などを対象とした研修会を開催しました。

また、すべての県管理漁港において、早期復旧と利用者の安全確保を目的とした、漁港BCP（事業継続計画）を、また、大規模な市場を有し地域経済に与える影響が大きな漁港においては、生産から流通までを一つの業務と捉えた、水産業BCPを策定していきたいと考えています。

① 漁港BCP（漁港事業継続計画）

すべての県管理漁港において、漁港施設の早期復旧を可能とする体制づくりや、漁港利用者の避難計画など、漁港の早期復旧と利用者の安全の確保を目的とした、漁港BCPの策定に取り組みます。

本年度は、三木浦漁港においてモデル的に「漁港BCP」を策定するとともに「漁港BCP策定マニュアル（仮称）」を作成します。

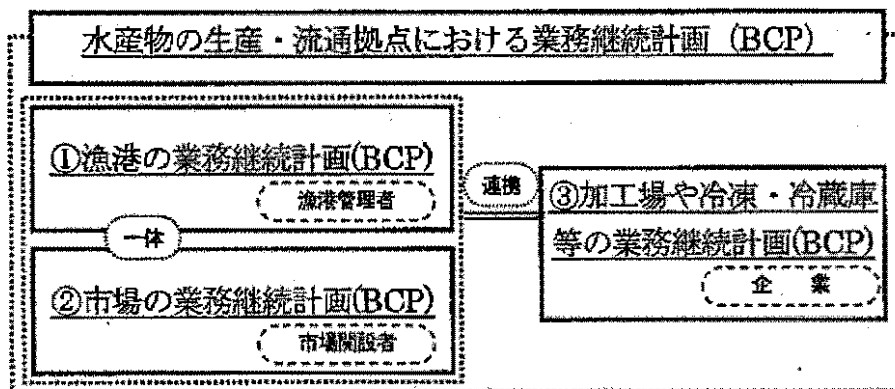
平成28年度からは、「漁港BCP策定マニュアル（仮称）」を活用し、防災拠点漁港（舟越漁港（鳥羽市）、波切漁港（志摩市）、錦漁港（大紀町））から、県管理漁港での策定に取り組むとともに、市町管理漁港での策定を支援していきたいと考えています。

② 水産業BCP（水産業事業継続計画）

南伊勢町の奈屋浦漁港において、水産庁のモデル地域の指定を受け、本年度から2ヶ年の予定で、水産物の漁獲から出荷・流通に至る過程を一体的に捉えた水産業BCPの策定に向けた検討が始まりました。

- ・ 9月1日 「第1回拠点漁港の水産物流通に係る防災・減災対策検討委員会」
 - ① 平成27年度調査の概要
 - ② BCP運用・訓練の実施内容について
 - ③ 目標復旧の設定について
- ・ 9月16日 「第1回奈屋浦地域における水産物の生産・流通に係る業務継続検討協議会」
 - ① 奈屋浦地域における水産物の生産・流通に係る業務継続計画概要
 - ② 石巻地域における復旧状況
 - ③ 奈屋浦地域でのBCP策定（基本条件の確認）

※水産業BCPの概念図



（出典：水産庁「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」より）

(13) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成27年6月3日～平成27年9月14日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	平成27年7月7日(火)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 大野 研 他4名
4 諮問事項	1 日本型直接支払(多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業)について 2 中山間ふるさと水と土保全対策事業について
5 調査審議結果	多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業及び、中山間ふるさと水と土保全対策事業の平成27年度事業計画について、審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	平成27年7月14日(火)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 松村直人 他5名
4 諮問事項	平成25・26年度みえ森と緑の県民税基金事業の実施結果について
5 調査審議結果	平成25・26年度みえ森と緑の県民税基金事業の実施結果について報告し、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 自然環境部会
2 開催年月日	平成27年7月21日(火)
3 委員	【部会長】中部環境パートナーシップオフィス チーフプロデューサー 新海洋子 他5名
4 諮問事項	みえ生物多様性推進プランの改訂について
5 調査審議結果	みえ生物多様性推進プランの改訂骨子案について説明し、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地方卸売市場運営協議会
2 開催年月日	平成 27 年 7 月 21 日 (火)
3 委員	【会長】東京農業大学 准教授 内山智裕 他10名
4 諮問事項	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告 (平成26年度分) について
5 調査審議結果	三重県地方卸売市場の指定管理者であるみえ中央市場マネジメント株式会社の管理状況 (平成 26 年度分) に対する県の評価案について、審議・ご意見をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	平成 27 年 8 月 4 日 (火)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 松村直人 他 8 名
4 諮問事項	1 平成 25・26 年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価結果について 2 平成 27 年度みえ森と緑の県民税基金事業の計画について
5 調査審議結果	1 平成 25・26 年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価結果について報告し、意見等をいただきました。 2 平成 27 年度みえ森と緑の県民税基金事業の計画について報告しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県食の安全・安心確保のための検討会議
2 開催年月日	平成 27 年 8 月 7 日 (金)
3 出席委員	【会長】三重大学教育学部 教授 磯部由香 他 9 名
4 諮問事項	1 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書 (平成 26 年度版) (案) について 2 平成 27 年度食の安全・安心確保に関する事業について
5 調査審議結果	1 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書 (平成 26 年度版) (案) について、審議・ご意見等をいただきました。 2 平成 27 年度に実施する食の安全・安心確保に関する事業について、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	平成27年8月10日(月)
3 委員	【会長】三重大学 教授 石川知明 他14名
4 諮問事項	1 三重の森林づくり基本計画の実施状況(平成26年度版)について 2 森林保全部会の審議状況について 他
5 調査審議結果	1 三重の森林づくり基本計画の実施状況(平成26年度版)について報告し、意見等をいただきました。 2 森林保全部会の審議状況について報告しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成27年8月11日(火)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川知明 他4名
4 諮問事項	三重県民の森及び三重県上野森林公園の指定管理者選定にあたる審査基準及び配点表の作成に関する事項について
5 審議結果	三重県民の森及び三重県上野森林公園の指定管理者選定にあたる審査基準及び配点表の案について説明し、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会 森林保全部会
2 開催年月日	平成27年9月7日(月)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 石川知明 他5名
4 諮問事項	南伊勢町地内における林地開発許可申請について
5 審議結果	国見山資源株式会社による南伊勢町における林地開発許可申請について審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 鳥獣部会
2 開催年月日	平成27年9月8日(火)
3 委員	【部会長】三重県農業会議運営委員・監事 野呂政夫 他5名
4 諮問事項	第11次鳥獣保護管理事業計画の変更等について
5 調査審議結果	第11次鳥獣保護管理事業計画の変更について、審議していただき、適当と認められました。
6 備考	